

○下田市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

平成24年4月1日告示第34号

改正

平成30年12月28日告示第134号

令和2年4月1日告示第84号

令和3年4月1日告示第50号

令和4年3月29日告示第28号

令和5年4月10日告示第47号

令和8年3月25日告示第37号

下田市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全性を確保するため、ブロック塀等耐震改修促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において下田市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等耐震改修促進事業 ブロック塀等撤去事業及びブロック塀等建替事業をいう。
- (2) ブロック塀等撤去事業 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（静岡県又は市の地域防災計画に定める緊急輸送路、避難路又は避難地等若しくは通学路に面するブロック塀等に限る。）を撤去する事業（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- (3) ブロック塀等建替事業 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（静岡県又は市の地域防災計画に定める緊急輸送路、避難路又は避難地等若しくは通学路に面するブロック塀等に限る。）を撤去し、フェンス等の安全な塀に建て替える事業（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去事業の場合

ア 位置図（原則として縮尺2,500分の1以上の地図として、緊急輸送路、避難路、避難地等又は通学路を明記のこと。）

イ 施工前の配置図

ウ 施工前の写真

エ 施工のための見積書の写し

オ その他市長が必要と認めたもの

(2) ブロック塀等建替事業の場合

ア 位置図（原則として縮尺2,500分の1以上の地図として、緊急輸送路、避難路、避難地等又は通学路を明記のこと。）

イ 施工前の配置図

ウ 施工前の写真

エ 設計図（配置図、平面図、立面図及び断面図）

オ 施工のための見積書の写し

カ その他市長が必要と認めたもの

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) ブロック塀等建替事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

(3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(4) ブロック塀等建替事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) ブロック塀等耐震改修促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。

(6) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（交付決定金額の減額変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更の申請)

第6条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」と

いう。)は、別表に定める事業の区分ごとに次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認申請書(様式第4号)に変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 施工箇所を変更しようとする場合
- (2) 事業費の20パーセントを超える額を変更しようとする場合
- (3) ブロック塀等耐震改修促進事業を中止し、又は廃止しようとする場合
(変更等の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。
(実績報告)

第8条 交付決定者は、ブロック塀等耐震改修促進事業が完了したときは、ブロック塀等耐震改修促進事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去事業の場合
 - ア 事業の完了を確認できる全景写真
 - イ 施工業者の領収書の写し
 - ウ その他市長が必要と認めたもの
- (2) ブロック塀等建替事業の場合
 - ア 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真
 - イ 完成図面(配置図、平面図、立面図及び断面図)
 - ウ 施工業者の領収書の写し
 - エ その他市長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第11条 この要綱による申請書等の提出部数は、2部とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 3 条、第 6 条関係）

補助の対象		補助金の額
事業の区分	経費	
ブロック塀等撤去事業	事業に要する経費（工事費に限る。）で市長が必要と認めたもの	事業に要する経費と、撤去するブロック塀等の延長に 1 メートル当たり 20,000 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内とする。
ブロック塀等建替事業	事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。）で市長が必要と認めたもの	事業に要する経費と、建て替えるブロック塀等の延長に 1 メートル当たり 58,400 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内とする。